

令和４年度社会福祉法人指導監査結果概要

社会福祉法人指導監査の実施にあたっては、令和２年９月に一部改正された「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成２９年４月２７日付け雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき実施した。

なお、令和４年度は新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、監査周期となる法人と、令和３年度に延期とした法人の監査を併せて行った。

令和４年度に社会福祉法人に対して実施した指導監査の結果概要については、以下のとおりである。

【指導監査を実施した法人数】

（括弧書きは令和３年度実績）

対象法人内訳	実施	左のうち 文書指摘あり	継続監査が 必要な法人
A. 指導監査実施法人（３年周期） ※R３年度延期した６法人を含む	19 (27)	6 (11)	2 (1)
B. 前年度指導監査で文書指摘があり、改善状況の確認 が必要と判断した法人	7 (8)	6 (7)	6 (6)
C. 設立されてから３年以内の法人	2 (1)	1 (0)	0 (0)
D. 県より移管されてから３年以内の法人	－ (－)	－ (－)	－ (－)
計	28 (36)	13 (18)	8 (7)

【文書指摘事項の件数】

（括弧書きは令和３年度実績）

指導監査実施法人	文書指摘事項件数	文書指摘事項なしの法人
28 法人（36 法人）	31 件（46 件）	15 法人（18 法人）
（R3 の B 比較）7 法人（8 法人）	9 件（24 件）	1 法人（1 法人）

【上記以外で随時監査及び特別監査を実施した法人】

法人数	監査種別	実施理由	文書指摘事項件数
1 法人	随時 →特別 (同日)	法に定められた提出期限に決算書類が提出 されなかったため、随時監査を実施したとこ ろ、必要書類が整備されていなかったため、 その場で特別監査へ切り替えた。	3 件

【ガイドラインに基づき区分した主な文書指摘事項】

I 法人運営について

- ・ 理事の選任にあたり欠格事項に該当しないことを確認し書面に残すこと。
- ・ 評議員会による、理事が選出されてないので、今後は適切に対応すること。
- ・ 理事の資格要件（社会福祉事業の経営に識見を有する者、事業区域の福祉の実情に通じている者、施設の管理者）及び監事の資格要件（社会福祉事業について識見を有する者、財務管理について識見を有する者）を満たしていることがわかるように選任議案等を作成すること。
- ・ 評議員が、評議員選任解任委員会において、選出されていないので、速やかに適切な手続きを取る
- こと。
- ・ 評議員及び役員の任期更新に際し、就任承諾書をもらい就任承諾を確認するとともに、役職及び任期について、明確にするため、委嘱状を交付すること。
- ・ 評議員会議事録には、議事録作成者氏名を記名すること。
- ・ 法第四十五条の二十八第三項に基づき計算書類の附属書類等についても理事会に報告し決議をえる
- こと。
- ・ 計算書類は理事会で承認し、定時評議員会で承認を受けること。
- ・ その他（8件） （小計 16 件）

II 事業について

- ・ （計 2 件）

III 管理について

- ・ 寄附金収入において、経理規程に基づいて寄附申出書を徴し、理事長(会長) までの決裁を受けるこ
- と。また、寄附者への領収書は所得控除の対象となる寄附金である旨を記載すること。
- ・ 社会福祉事業に用に供する敷地について、事業の存続のため、必要な期間の利用権の設定及び登記
- を行うこと。
- ・ 構築物の減価償却について、計算書類の残高が固定資産台帳の残高と不整合であるため、適切に処
- 理すること。
- ・ 経理規程と決裁規程で不整合な部分が見受けられるため、整合性が取れるよう見直しをすること。
- ・ 計算書類の附属明細書「別紙 3②寄附金収益明細書」における寄附者の属性欄は、国通知に沿って作
- 成すること。（前回、口頭指摘）
- ・ 多くの拠点で予算を超過したままの執行が見られるため、予算に対する執行状況、決算見込みを法
- 人全体で的確に把握し、補正・流用等により適切に執行すること。（前回、口頭指摘）
- ・ その他（7 件） （小計 13 件）